

《 マイナンバー関連のお知らせ 》

～ 個人番号(以後マイナンバー)の通知に関する 企業年金受給者の方へのご案内 ～

マイナンバー制度の始まりと「企業年金制度におけるその取り扱い」については、平成27年4月の基金便りで ご案内いたしましたところです。以下にその内容をまとめてみます。

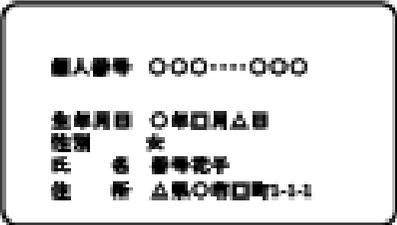
① マイナンバーは、行政事務の効率化および利便性向上の観点から、税や社会保障等の分野での利用が予定されていますが、こと企業年金制度における利用目的は、(今のところ)給付金の「源泉徴収票」にマイナンバーを記載することのみ となります(平成28年1月以降発行分から)。

② また、既に年金を受給されている皆様方からは、企業年金が個々にマイナンバーを取得することが実務的に難しいために、厚生労働省では各企業年金が「企業年金連合会」にその事務を委託し、連合会がマイナンバーを統括管理する「地方公共団体情報システム機構」から情報を取得して、各企業年金に送る「事務の枠組み」を計画しているところです(この計画が実施された場合には、皆様方からマイナンバーをご連絡いただく必要はありません)。

さて、現時点で①、②の状況に変更はありませんが、今般当基金が年金給付等の管理事務を委託しているみずほ信託銀行より 次頁以降の案内がありました。近日中に皆様のもとに「年金ご送金のお知らせ」とともに「マイナンバー制度に関するお知らせ」がありますので、内容ご確認をお願いします。

1. マイナンバー(個人番号)の通知開始について

- ◇ 平成27年10月より、住民票を有する国民の一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が、通知されます。
- ◇ 通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。
- ◇ また、平成28年1月以降には、個人番号カードが申請により交付されます。

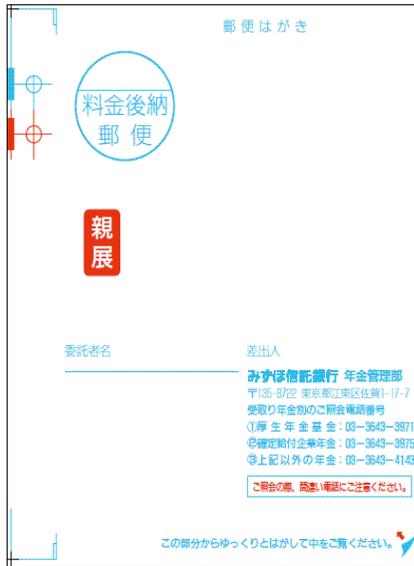
	通知カード	個人番号カード
時期	■ 平成27年10月以降順次	■ 平成28年1月以降順次
様式	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイナンバーを券面に記載 ■ 顔写真なし  <p>(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイナンバーを券面に記載(裏面に記載される予定) ■ 顔写真を券面に記載  <p>表面(案)</p>  <p>裏面(案)</p>
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国民に郵送。 ※全国民・・・住民票に記載されている日本国籍を有する者と外国人滞在者(特別永住者や中長期滞在者など) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を郵送して申請。ただし、顔写真等の確認手続きのため市区町村窓口へのお手続きが必要となる予定。

マイナンバーの通知開始により、通知を受けた 企業年金受給者の方から基金等への問い合わせが予想されるため、みずほ信託銀行では マイナンバーの通知開始前に、年金受給者の方宛にマイナンバーに関するご案内を行います。

5月後半に送付される「年金ご送金のお知らせ」の
 圧着はがきの裏面(黒字地紋部分)に 次頁案内文が記載されています。

2. 企業年金受給者の方へのご案内

< 圧着はがき表面 >



< 圧着はがき裏面(地紋部分) >



< 案内文 >

< 個人番号制度（マイナンバー制度）に関するお知らせ >

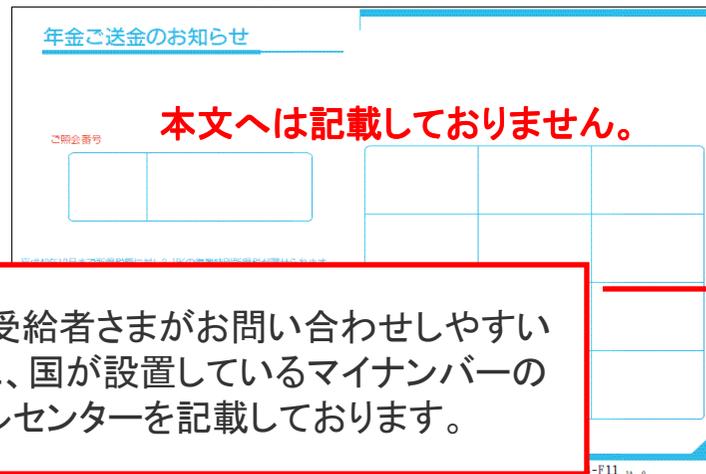
平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（マイナンバー）が、各市区町村から通知されます。個人番号（マイナンバー）は、平成28年1月以降社会保障・税・災害対策の分野で利用されることとなります。

年金制度においては、平成28年1月以降の支払いに係る法定調書へ個人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられています。

あなたさまから個人番号（マイナンバー）をご連絡いただく必要が生じた場合は、後日改めてご案内いたしますので、ご協力の程よろしくお願ひします。

なお、個人番号（マイナンバー）に関してのご不明点につきましては、国が設置している「マイナンバーのコールセンター」にお問合せください。

< 圧着はがき中身 >



マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）
0570-20-0178
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日9時30分～17時30分
（土日祝日・年末年始を除く）